

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
に当り、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規  
則(水産課)

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正  
する規則(〃)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する  
規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業近代化資金の利子補給率を次のとおり改定することとし  
た。(別表関係)

| 四<br>金等<br>の<br>取<br>得<br>に<br>必<br>要<br>な<br>資<br>金 | 三<br>設<br>得<br>に<br>必<br>要<br>な<br>資<br>金 | 二<br>上<br>百<br>十<br>ト<br>ン<br>の<br>建<br>造<br>等<br>に<br>必<br>要<br>な<br>資<br>金 | 一<br>十<br>ト<br>ン<br>以<br>上<br>の<br>建<br>造<br>等<br>に<br>必<br>要<br>な<br>資<br>金 |  |  | 資<br>金<br>の<br>種<br>類 |                            |
|--|---|--|--|--|--|-----------------------|----------------------------|
|  |   |  | 船<br>体<br>以<br>外<br>の<br>部<br>分<br>の<br>改<br>造<br>に<br>必<br>要<br>な<br>資<br>金 | 十<br>ト<br>ン<br>以<br>上<br>二<br>十<br>ト<br>ン<br>未<br>満<br>の<br>船<br>体<br>の<br>建<br>造<br>等<br>に<br>必<br>要<br>な<br>資<br>金 | 十<br>ト<br>ン<br>未<br>満<br>の<br>船<br>体<br>の<br>建<br>造<br>等<br>に<br>必<br>要<br>な<br>資<br>金 |                       |                            |
| 年二・八   | 年二・八                                      | 年一・七五  | 年二・八   | 年二・八   | 年三・八   | 現<br>行                | 漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合       |
| 年一・七五  | 年二・七五                                     | 年一・七   | 年二・七五  | 年二・七五  | 年三・七五  | 改<br>正<br>後           |                            |
| 年二・六   | 年二・六                                      | 年一・五五  | 年二・六   | 年二・六   | 年三・六   | 現<br>行                | 農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合        |
| 年二・五五  | 年二・五五                                     | 年一・五   | 年二・五五  | 年二・五五  | 年三・五五  | 改<br>正<br>後           |                            |
| 年一・八   | 年一・八                                      | 年一・七五  | 年二・八   | 年二・八   | 年三・八   | 現<br>行                | 漁業協同組合等が他の漁業協同組合等に貸し付ける場合  |
| 年一・九五  | 年一・九五                                     | 年一・七   | 年二・七五  | 年二・七五  | 年三・七五  | 改<br>正<br>後           |                            |
| 年〇・九五  | 年〇・九五                                     | 年一・七五  | 年二・八   | 年二・八   | 年三・八   | 現<br>行                | 漁業協同組合連合会等が漁業協同組合等に貸し付ける場合 |
| 年〇・九五  | 年〇・九五                                     | 年一・七   | 年二・七五  | 年二・七五  | 年三・七五  | 改<br>正<br>後           |                            |
| 年〇・九五  | 年〇・九五                                     | 年一・五五  | 年二・六   | 年二・六   | 年三・六   | 現<br>行                | 農林中央金庫が漁業協同組合等に貸し付ける場合     |
| 年〇・九五  | 年〇・九五                                     | 年一・五   | 年二・五五  | 年二・五五  | 年三・五五  | 改<br>正<br>後           |                            |

利 子 補 給 率

(パーセント)

|   |      |       |       |       |      |       |       |       |       |       |
|---|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 五 漁具(総トン数百十<br>トン未満の漁船に係る<br>ものに限り)及び養<br>殖施設等の取得に必要<br>な資金 | 年二・八 | 年二・七五 | 年二・六  | 年二・五五 | 年二・八 | 年二・七五 | 年二・八  | 年二・七五 | 年二・六  | 年二・五五 |
| 六 養殖種苗の購入又は<br>育成に必要な資金                                     | 年二・八 | 年二・七五 | 年二・六  | 年二・五五 | 年二・八 | 年二・七五 | 年二・八  | 年二・七五 | 年二・六  | 年二・五五 |
| 七 漁村情報処理、通信<br>施設等の改良、造成又<br>は取得に必要な資金                      | —    | —     | —     | —     | 年一・八 | 年一・九五 | 年一・九五 | 年一・九五 | 年一・九五 | 年一・九五 |
| 八 漁場改良造成施設の<br>改良、造成又は取得に<br>必要な資金                          | 年二・八 | 年二・七五 | 年一・五五 | 年一・五  | 年一・八 | 年一・九五 | 年一・九五 | 年一・九五 | 年一・九五 | 年一・九五 |

二 この規則は、公布の日から施行することとした。  
三 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業経営維持安定資金に係る貸付利率を現行「年五パーセン  
ト以内」から「年四・八パーセント以内」に引き下げること  
とした。(第二条関係)
- 二 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率を現行「年三・三パ  
ーセント」から「年三・一五パーセント」に引き下げること  
とした。(第四条関係)
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 四 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業経営維持安定資金に係る貸付利率を現行「年六パーセン  
ト以内」から「年五・七パーセント以内」に引き下げること  
とした。(第二条関係)
- 二 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率を現行「年二・三パー  
セント」から「年二・二五パーセント」に引き下げること  
とした。(第四条関係)
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 四 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表利子補給率の欄中「年三・八パーセント」を「年三・七五パーセント」に、「年三・六パーセント」を「年三・五五パーセント」に、「年二・八パーセント」を「年二・七五パーセント」に、「年二・六パーセント」を「年二・五五パーセント」に、「年一・七パーセント」を「年一・五五パーセント」に、「年一・七パーセント」を「年一・五五パーセント」に、「年一・七パーセント」を「年一・五五パーセント」に、「年一・七パーセント」を「年一・五五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業近代化資金については、なお従前の例に

よる。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十四号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年五パーセント以内」を「年四・八パーセント以内」に改める。  
第四条中「年三・三パーセント」を「年三・一五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十五号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年六パーセント以内」を「年五・七パーセント以内」に改める。

第四条中「年二・三パーセント」を「年二・二五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則第三条第一項の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営安定資金については、なお従前の例による。